

紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の審査結果等について（平成27年1月末）

○ 審査結果（注1）

※「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」に基づき行っていた紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業は、審査対象となった81,231,536人（複数の年金を受給されている方の重複分を除くと79,260,121人）について、審査が終了しました。

審査結果は以下のとおりです。なお、今後も引き続き、紙台帳の確認・調査等の対応を適切に行ってまいります。

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
審査開始件数（注2）	48,520,192人 (48,429,101人)	15,970,462人 (15,458,736人)	19,576,209人 (17,343,699人)	84,066,863人 (81,231,536人)
審査終了件数（注2） (括弧内は受託事業者終了までの件数)	48,429,101人 (48,429,101人)	15,458,736人 (15,458,736人)	17,343,699人 (17,343,699人)	81,231,536人 (81,231,536人)
一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数)	47,812,028人 (47,229,564人)	14,460,451人 (14,084,277人)	15,710,502人 (15,035,286人)	77,982,981人 (76,349,127人)
不一致件数（注3） (括弧内は受託事業者終了までの件数)	617,073人 (1,199,537人)	998,285人 (1,374,459人)	1,633,197人 (2,308,413人)	3,248,555人 (4,882,409人)
職員確認済み件数のうちコンピュータ記録との不一致件数	457,955人	847,664人	1,071,454人	2,377,073人
職員確認済み件数のうち新規記録判明件数	159,118人	150,621人	561,743人	871,482人

○ 年金回復見込額（注4）

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
年金回復見込額累計（年額）	161,318.7 万円	711,748.6 万円	2,436,786.8 万円	3,309,854.0 万円
年金回復見込額が増額となる受給者等の人数	230,541人	757,504人	958,295人	1,946,340人
増額となった者1人当たり平均（年額）	7.0 千円	9.4 千円	25.4 千円	17.0 千円

○ ご本人への通知発送状況

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
記録訂正に係る通知発送件数	396,941件	765,425件	969,628件	2,131,994件
うち、ご本人からの回答件数	348,080件	720,783件	898,709件	1,967,572件
記録判明に係る通知発送件数	154,296件	144,935件	538,948件	838,179件
うち、ご本人からの回答件数	72,804件	107,788件	434,469件	615,061件

注1) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点での年齢である。また、審査結果の表に記載している各件数は、年金の種類ごとに把握しているため、複数の年金を受給されている方などについて、一部重複して計上されている。

注2) 審査開始件数は、突合せ作業及びその進捗管理を行う紙台帳検索システムの登録件数を計上している。この登録件数には審査対象にならなかった者も含まれている。なお、審査開始件数欄の括弧内の数値は、この審査対象にならなかった者を除いた実際に審査対象となる件数である。

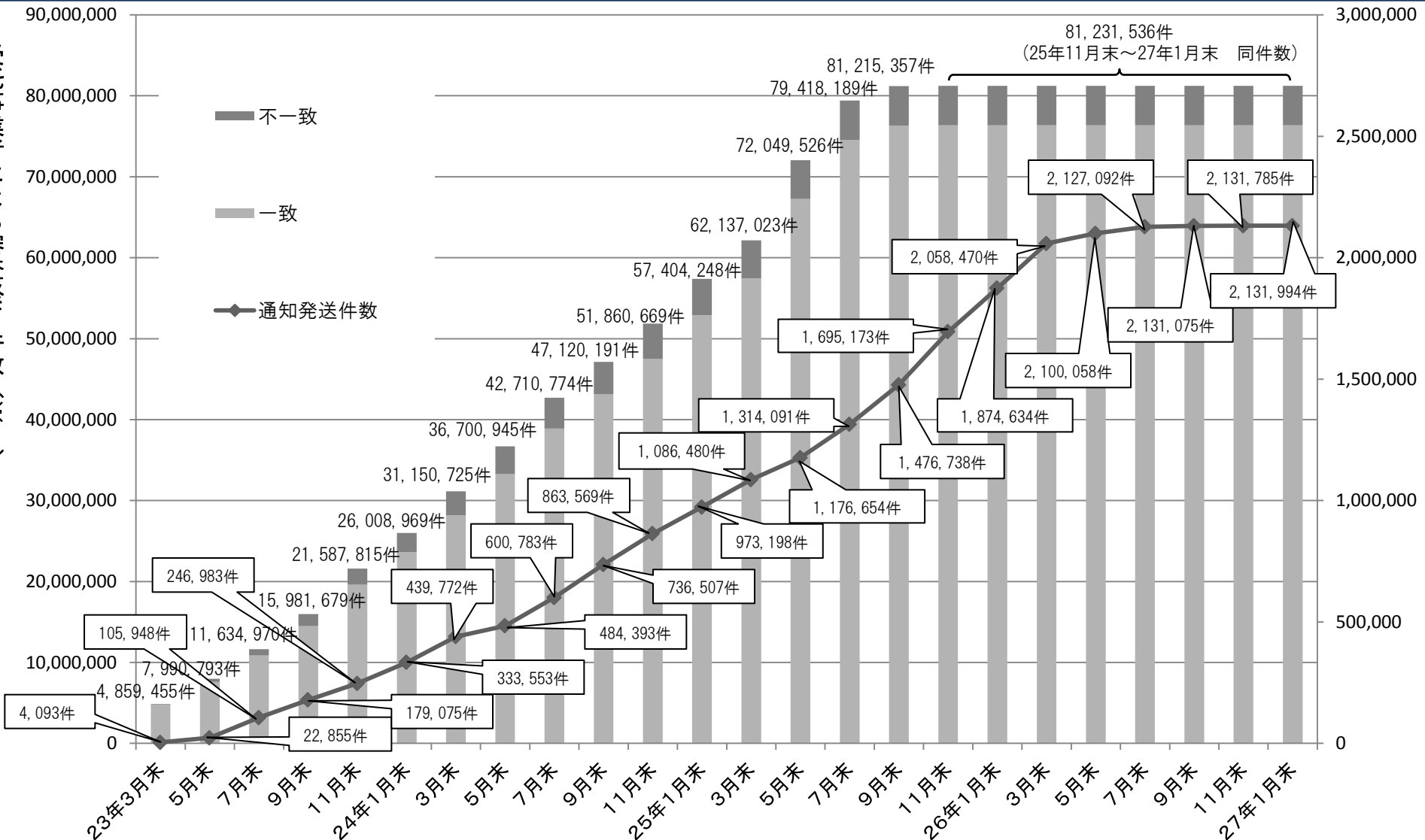
注3) 受託事業者審査の段階で「不一致」と判断されたものについては、その後の職員審査で「一致」と判断されるものがあることや、職員審査で「不一致」と判断とされたものも、ご本人に通知し確認をお願いした上で記録補正を行うことから、「不一致件数」は、最終的な記録補正件数とは異なる。

注4) 年金回復見込額については、お客様に記録訂正に係る通知を発送する時点の金額を集計している。

紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業について(これまでの進捗の推移)

受託事業者による審査終了件数(※2)

受託事業者及び職員による審査後、記録訂正通知をお客様宛送付した件数(※1)



※1 記録判明ケース(突合せの過程において、ご本人の新たな記録が発見された場合)については、記録訂正通知送付に先立ち、記録判明通知(平成27年1月末現在838,179件)を送付している。

※2 審査終了の人数については、年金の種類毎に把握していることから、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。また、受託事業者の審査結果が「不一致」だったとしても、その後の職員審査で「一致」と判断されるものがある。